

災害の自分事化協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「災害の自分事化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、災害を自分事化し人々の防災行動を変えるために、全国各地に残る災害伝承に係る情報のうち、心を揺さぶり行動に誘う良質な情報（コンテンツ）を発掘・育成するとともに、その情報を伝える仕組みを全国で展開・普及する活動を通じて、災害による犠牲者を一人でも減らし、災害後も持続的な地域社会の構築を目的とする。

(協議会の役割)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる提言、支援、諸手続き等を行う。

- 1) 人の意識に働きかけ心を揺さぶる良質な情報（コンテンツ）の発掘、育成に関する事項
- 2) 良質な情報（コンテンツ）の登録、認定に関する事項
- 3) 良質な情報（コンテンツ）の伝達に関する事項
- 4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(取り組みの対象とする災害)

第4条 自然災害のうち、洪水、土砂災害、高潮等の水災害を主な取り組み対象とする。

(組織)

第5条 協議会は、会長、会長代理及び別表に掲げる委員をもってこれを組織する。

2 会長は、互選とする。また、会長代理は、会長の指名とする。

3 会長は、会議運営に関して必要と認めるときは、委員以外の者に対して、協議会に参加し、その意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

4 会長は、協議会の活動を円滑的かつ効果的に実施するため、協議会の合意を得て委員を追加することができる。

5 会長は、協議会の活動に対して外部有識者から提言を求めるため、協議会の合意を得て検討会を設置することができる。

(会長及び会長代理)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会の会議の議長となり、協議会を代表する。

2 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは会長の職務を代理する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、一般財団法人 国土技術研究センター河川政策グループに置く。

(雑則)

第8条 協議会による諸々の意思決定は電子メールによる照会により行うこともできることとする。

2 本規約の変更は、委員の合議により行う。

3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に決定する。

附則

この規約は、令和5年9月4日から施行する。

(別表)

災害の自分事化協議会

委員

- (会長) 今村 文彦 東北大学 災害科学国際研究所 津波工学教授
- 大知 久一 一般社団法人 日本損害保険協会 専務理事
- 岡村 啓太郎 全国地方新聞社連合会 副会長・政策委員長
(高知新聞社 東京支社長)
- 笹原 克夫 高知大学 教育研究部 自然科学系理工学部門 教授
- 佐藤 翔輔 東北大学 災害科学国際研究所 准教授
- 所澤 新一郎 一般社団法人 共同通信社 気象・災害取材チーム長
- 徳山 日出男 一般財団法人 国土技術研究センター 理事長
- 針原 陽子 読売新聞東京本社 防災情報サイト
「防災ニッポン」「防災ニッポン+ (プラス)」 編集長
- 廣瀬 昌由 国土交通省 水管理・国土保全局長

(敬称略、五十音順)

スペシャルアドバイザー

- 磯田 道史 国際日本文化研究センター 教授